

令和3年度第3回 千葉市社会教育委員会議事録

1 日 時

令和3年8月31日（火） 午前10時00分から午前11時20分まで

2 場 所

千葉ポートサイドタワー12階 教育委員会第1会議室

3 出席者

(1) 委員

三野宮議長、田原副議長、市川委員、大西委員、上條委員、笹口委員、高山委員、竹内委員、長岡委員、西川委員、山田委員

(2) 事務局

佐々木生涯学習部長、小倉生涯学習振興課長、石田生涯学習振興課統括管理主事、酒井健全育成課長、佐久間文化財課長、廣岡スポーツ振興課担当課長補佐、土肥生涯学習振興課課長補佐、野中管理班主査、積田生涯学習科学教育班主査、岡本管理班主事

4 議 題

- (1) 社会教育委員の生涯学習審議会委員への就任について
- (2) 社会教育功労者顕彰候補者の選考について

5 議事概要

(1) 一部議題の取り扱いについて

「議題2 社会教育功労者顕彰候補者の選考について」を千葉市情報公開条例第7条第2号及び第5号の規定により非公開審議とする旨、事務局より報告した。

(2) 社会教育委員の生涯学習審議会委員への就任について

事務局より資料に基づく説明の後、質疑応答・意見交換が行われ、原案どおり承認された。

(3) 社会教育功労者顕彰候補者の選考について

令和3年度社会教育功労者顕彰候補者の選考について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われ、原案どおり教育長に候補者名簿を提出することを決定した。

6 会議経過

議事に先立ち、事務局から資料の確認、会議の公開及び議事録の承認方法、会議の成立の説明、職員紹介を行った。

(1) 議題1 社会教育委員の生涯学習審議会委員への就任について（公開）

○（三野宮議長）

議題1 社会教育委員の生涯学習審議会委員への就任について、事務局より説明をお願いします。

○（小倉生涯学習振興課長）

「社会教育委員の生涯学習審議会委員への就任について」、第1回、第2回の会議に引き続き、説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

まず、「1 生涯学習の主な分野」についてですが、前回会議の際、生涯学習のイメージ図が少し分かりにくいというご意見がございましたので、改めて整理させていただきました。

生涯学習は、「地域社会における教育・学習」「家庭教育に関する学習」「学校教育における学習（地域学習など）」「学校・家庭・地域の連携による教育・学習」と、主に4つの分野に分けられますが、学校教育における学習については、児童・生徒が地域で学ぶ「地域学習」についてが生涯学習の範疇であると考えております。

次に、「2 生涯学習の推進にかかる課題」ですが、次期生涯学習推進計画の策定にあたり抽出した市の生涯学習施策の推進にあたっての課題であり、7月27日に開催した千葉市生涯学習審議会において説明したものでございます。

このうち、「③市民同士の学びあい、地域課題の解決に資する多様な学習機会の充実」「④地域のリーダーやボランティアの発掘、人材育成の充実」については、市の生涯学習施策の長きにわたる課題でもあることから、社会教育活動の経験や、社会教育の専門的な知識を有する社会教育委員に生涯学習審議会委員にも就任いただくことで、生涯学習における課題の解決につながるのではないかと考えております。

最後に、「3 現在の委員構成と兼任委員について」ですが、現在の社会教育委員と生涯学習審議会委員の構成、人数は記載のとおりでございます。

このうち、さきほどご説明いたしました社会教育活動の経験や、社会教育の専門的な知識を有する社会教育委員として、社会教育関係者と学識経験者である委員に生涯学習審議会委員にも就任いただき、ご意見等をいただければと考えております。

また、人数につきましては、社会教育関係者が2～3人程度、学識経験者が1～2人程度とすることで考えております。

これは、生涯学習審議会委員として、現在、生涯学習・社会教育関係者が5人、学識経験者が4人おりますが、それぞれ半数程度を社会教育委員との兼任とさせていただき、審議会としての継続性も担保しつつ、新たに社会教育の専門性も加えていくという考え方によるものでございます。

なお、7月27日に開催した生涯学習審議会においてもご説明させていただいたところ、両会議に参加することになる社会教育委員に賛同いただけるのであれば差し支えないというご意見をいただいております。

説明は以上です。

○（三野宮議長）

本議題につきまして、意見などございましたらお願いします。

○（市川委員）

基本的なことをお聞きしたいと思います。仮に兼任をすることになった場合に、現在の社会教育委員が社会教育委員会議会で担っている役割と生涯学習審議会で社会教育委員が担うことになる役割が、どのように一致していて、或いは異なっているのか、それと、役割の共通点であったりとか、相違点であったりとか、そういうことをお聞きします。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

社会教育委員の社会教育委員会議と生涯学習審議会、それぞれの会議体での役割ですが、まず、社会教育委員会議では、それぞれの社会教育委員さんがそれぞれのお立場や経験に基づいて、市の社会教育施策についての意見を述べ、事務局でそのご意見を頂戴しています。

生涯学習審議会においても、特に生涯学習審議会の中の社会教育が担う部分と申しますか、その役割について社会教育のご経験ですとか、専門的な知識をベースに千葉市の生涯学習施策に対して意見をいただきたいと考えておりますので、基本的には役割と申しますか、根本にあるものは同じで、それぞれの会議体でご意見をいただきたいと考えております。

○（市川委員）

社会教育委員会議の設置目的と生涯学習審議会の設置目的に照らし合わせても同じだという理解でよろしかったでしょうか。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

その点につきましては、生涯学習審議会の設置目的が、本市の生涯学習施策の推進に関して、ご意見をいただくことでございまして、その生涯学習施策全体の中の、資料1の1番でお示しさせていただいた生涯学習に色々な分野がある中の、特に社会教育にかかる部分について、社会教育委員さんからご意見をいただきたいということでございますので、それぞれの会議体の設置目的が全て同じという訳ではございませんが、社会教育委員さんには社会教育の部分でご意見をいただくという意味では、両会議体で同じような役割を担っていただきたいと考えております。

○（市川委員）

ありがとうございました。

○（三野宮議長）

他に意見などございますか。

○（上條委員）

今のご質問に関連して、生涯学習審議会の施策で対象とする分野で、例えば、市長部局の生涯学習施策などに対する意見聴取や検討することも入っているのかどうか。

それから、多分この生涯学習審議会の場合には、生涯学習振興計画というものを作って、その実施状況の点検も入っていると思います。この2点について、生涯学習審議会がどういう任務を担っているのかももう少し具体的にご説明いただきたいと思います。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

生涯学習審議会の所掌範囲ですが、審議会の設置目的は先ほどもご説明しましたとおり、本市の生涯学習施策となりますので、広い意味では当然、教育委員会だけではなく、市長部局の事務につきましても範囲となりますが、現在の第5次の生涯学習推進計画では、教育委員会で所掌している事務に元々教育委員会で所掌していて市長部局に事務移管したもの、主に社会体育の政策ですとか、こども行政といった部分を加えたものとなっていて、元々、市長部局で独自に実施しているものについては、計画の対象となっておりません。

といいますのは、第4次計画の時は、市長部局で実施している事業も含めていたのですが、事業の方針、方向性が教育委員会と市長部局で違う方向に行ってしまうこともあって、計画として進捗経過も含め、収集がつかなくなるということがございましたので、なるべく教育委員会の事業に絞って策定させていただいているのが第5次計画でございます。なお、次期計画についても、審議会でも説明させていただきましたが、第5次計画と同じような方向性で考えております。

○（上條委員）

もう一つ質問、生涯学習審議会の任務として、振興計画を事務局の方で立案して、その進行状況の点検評価というところが、主な役割となっているかどうかについては、いかがですか。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

計画の策定後には、上條委員からお話がありましたとおり、その計画の進捗管理、それと教育委員会といたしまして教育委員会事務局業務の点検評価というものが、教育委員会独自の役割としてございまして、学校教育部で定めている「学校教育推進計画」と、生涯学習部で定めている「生涯学習推進計画」の方向性を一致させた形でそれぞれの計画を策定しておりまして、そういった部分を含めての点検評価、進捗管理をさせていただいているところであります。

○（山田委員）

まとめていくつか質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

振返っての話になりますけれど、平成21年の社会教育委員会議で生涯学習審議会との関わりとの報告事項の中で、相互連携で生涯学習時代における社会教育を推進するというふうに記載されていて、その時は6人が兼任をしています。その後、今のように兼任がなくなっているのですが、結局、今回の最終的なご提案は、元に戻すということになるのかと思います。その途中で兼任を無くしたという経緯があると思いますが、それはどういうご検討があつて兼任をなくされたのかということが知りたいと思います。元に戻すというように見えるのですが、それとは違うのかどうか。形としてはそういう風に見えますけれど、それと違うのかどうかもお聞きしたいと思います。

二つ目は、今日の資料にあります社会教育的なアプローチが不可欠との文言があります。これ

まで、生涯学習審議会にも社会教育関係者がいらっしやいまして、ある程度、社会教育的視点からのご発言というのは受けられたと思います。仮に、それでもアプローチについて不足ということでございましたら、社会教育委員をプラスして、上乘せして、もっとたくさんの社会教育的アプローチ的意見をもらうという形にすればいいのではないかと思ったのですが、今回のご提案だと定員に関してはそのまま、結局やっていくということで、ただ、条例上25人以内ならオーケーというふうになっておりますので、25人は極端だとしても、まあ、数人程度増やすというのは可能なかなと思っております。その辺、今までどおり定員を抑えたいと思ってらっしゃることについてのご見解を伺います。

それから、生涯学習審議会の設置条例第3条で、生涯学習の振興に関し識見を有する者の中から、市長の意見を聴いて、委員会が任命するとありますが、どういう分野の方たちを選ぶのか、今回いくつかご提案というか、なんとか関係者という形で書いていらっしやいますけれども、それについての内規というものが生涯学習振興課で持っていらっしやるのかどうか、もしあれば、どんなふうに記された内規なのか伺いたと思います。

それから、過去の社会教育委員さんで兼任の方がいらっしやったようですがけれども、その時にはこういう形で、全体に諮るということはなかったと思うのですが、今回、簡単をお願いして諮るというのではなくて、議題にのせて、まあ、悪いことではないと思うのですが、協議をされてきたということなのですが、最終的に単なる兼任であれば、協議の場でなくても、先生方にこちらにも来てくださいますとお願いすればいいことだったので、この一連の動きはなんだったのかと今更ながら思うのです。きつとなにか、なにをしたかったのだろうというのが、未だにちょっと見えなくて、どういうことをしたくてこういう動きになったのかというのを、今日が最後になると思いますので、お聞きしたいと思います。

それから、今回色々と自分自身でも考えさせられましたけれども、社会教育ということと生涯学習ということの棲み分けというか、認識については、それぞれ委員さんも、すんと落ちてないような気がしています。自分自身もまだ勉強不足だと思っておりますけれども、そういうことをきちっと整理する学習の場とか、研修の場とか、委員も含めて、職員も含めて必要なのではないかと思います。今後に向けてしっかり研鑽して認識を確定していくとか、お互いに認識しあっていくという場を設ける予定があるのかどうかを伺いたと思います。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

最初に、平成21年度に社会教育委員の兼任があったというお話ですが、確かに過去に社会教育委員と生涯学習審議会委員を兼任していただいたり、兼任がなくなり、それぞれ単独での委員構成になったりしたことがございまして、その時、その時で社会教育委員に対する考え方、生涯学習審議会委員に対する考え方が色々あったかと思いますが、今回、特に生涯学習という観点で考えた場合に、次の新しい計画を策定するという状況の中で、冒頭ご説明しましたように生涯学習の推進に関する課題が、例えば、地域課題の解決、学習機会の提供、リーダーやボランティアの充実など、過去から同じような課題を抱えていましたので、なんらかの対策をとって、課題の解決につなげていかなければならないと、それを新しい計画の策定に活かしていかなければならないという視点で、今回、改めて提案させていただいたところでございます。

次に、社会教育的アプローチについてですが、資料1の2番の③、④に下線を引かせていただ

きましたが、市民同士の学びあいとか、地域課題の解決に資する多様な学習機会の充実、人材育成といったところが、まさに社会教育として取り組むべき、社会教育が担う役割が大きなところですので、そこに社会教育の専門的知見を有する方に入ってもらって、課題の解決につなげていただきたいという思いで社会教育的アプローチが不可欠という表現を用いております。

次に、生涯学習審議会委員の選任にかかる内規でございますが、特に内規的なものはございません。その時、その時の生涯学習審議会で審議すべき内容に対応して、必要な属性の委員さんを選定させていただいております、特にこういう委員さんを何人選ばなければならないといった内規は作成しておりません。

次に、今回この委員の就任について、議題にしなくてもよかったのではないかというご意見につきましては、当初の令和3年度第1回社会教育委員会議の際、二つの会議体を統合してというような提案をさせていただいたという部分からこの話が始まっておりますけれども、その後、委員さんや市議会からも様々な意見をいただき、事務局としての考え方も変わってきております。最初は、会議体の統合として投げかけましたが、それが事務局での再度の検討を経て冒頭にご説明した内容に変わりました。そのような状況ですので、当初の投げかけからこれまでの経緯について、この会議体で皆様のご意見を伺いたいということで本日も報告をさせていただきました。

最後に、生涯学習と社会教育の棲み分けについては、事務局としても勉強不足であったところがございますので、我々も、委員さんも含めてそれぞれの会議体で会議の活発化に取り組んでいくと共に、勉強、学習する機会又は資料を提供させていただきたいと考えております。

○（佐々木生涯学習部長）

総括という訳ではございませんが、一言申し上げます。

前回の会議の時も申し上げましたけれども、当初は、社会教育委員会議と生涯学習審議会の二つの会議体を発展的に統合するというところで事務局から提案させていただきました。実は、この部分につきましては、前回の会議で教育次長からも申し上げましたとおり、拙速であったことは十分に反省しているところでございます。ただ、ご理解いただきたいのは、冒頭でも申し上げたように、委員が就任することによって会議が活性化する部分の考え方は、当初から変わらないというところでございます。

山田委員さんから、一連の流れはなんだったのかというご意見がありましたが、この部分については、お詫び申し上げたいと思います。

また、定員を抑えるのではないかとのご意見につきましては、決して定員を抑えるためにこのような形にしたのではないということをご理解いただきたいと思います。冒頭、課長より申し上げましたとおり、審議会としての継続性が大事ですから、そっくりそのままというのは継続性が担保されないと考えております。そういう意味では、半数程度という形で委員の皆様にそれぞれ、社会教育関係者と学識経験者の方に兼務をしてもらう形を事務局として提案させていただきました。

○（山田委員）

ちょっと、過去の経緯には全くお答えがもらえなかったもので、兼任をなくして、また兼任とい

うところの理由というのですかね、分からないままで終わりそうですね。なかなかお答えがいただけなくて残念に思います。

また、これから活発化させるためにお勉強の機会を設けていただけるような感じのお話しでしたので、是非お願いしたいと思います。

あと、今日、資料を持ってくるのを忘れたのですが、冊子で「千葉市の社会教育」がありますが、あれってすごく貴重な資料で、社会教育委員会議でこそ、その内容について詳しくお聞きして、その次の年度なりの知見を皆さんからいただくという場にしたらいいかなと思うのです。生涯学習推進計画については生涯学習審議会が内容等の点検をやるのでしたら、千葉市全体の社会教育について、ちゃんとそれを把握して次にどうすればいいのかを社会教育委員の皆さんと一緒に考えるという場を作るべきだと私は思います。今まであったかないかは確認してないのですが、是非来年以降の議題に入れていただいて、各公民館の運営審議会でも区ごとの一年間の総括をされていますので、例えば、そちらから出たご意見も集約してこちらの報告してくださるとか、そういう過程を経て千葉市全体を概観する場ですので、千葉市の社会教育が進んでいるのか、あまり進むことが難しくなっているのか、又は、新しい方向性が見えてきているのかなど、この皆さん本当に有識者の方でいらっしゃいますので、そのご意見をよく伺って、次につなげたらいいかなと思います。

○（佐々木生涯学習部長）

ただ今、貴重な意見をいただきましたが、何度も申し上げておりますが、どうしたら活性化するのかということ、この部分だけのご理解いただきたいと思います。

今いただいた意見につきましても、どうしたら活性化していくのか、事務局でも課題であると考えておりますので、しっかりと取り組んでいきたいという形でお約束をさせていただきたいと思います。

○（三野宮議長）

その他、意見等はございますか。

他になければ、「議題1 社会教育委員の生涯学習審議会委員への就任について」を終了したいと思います。

○（三野宮議長）

それでは、冒頭で事務局よりご説明したとおり、この後、議題2は非公開となりますので、傍聴人は恐れ入りますがご退席をお願いします。

（2）議題2 社会教育功労者顕彰候補者の選考について（非公開）

議題2は、社会教育功労者顕彰候補者の選考の審議に際し、審議、検討情報を取り扱うことか

ら、千葉市情報公開条例第7条第2号及び第5号の規定により非公開とすることを報告した。社会教育功労者顕彰候補者である個人の部68人、団体の部3団体及び特別部門1人について、事務局より説明があり、審議を行ったうえで、原案どおり教育長に候補者名簿を提出することを決定した。

問い合わせ先 千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電 話 043-245-5954
ファックス 043-245-5992
電子メール shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp